

平成30年度 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会会議 議事録

1 日 時：平成30年6月6日（水）10時

2 場 所：ポートサイドタワー12階第一会議室

3 参加者

(1) 委員

黒川雅子 委員、岩崎弘一 委員、永嶋久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

神崎広史 教育次長、伊藤裕志 学校教育部長、御園生博文 学事課長、中嶋のり子 教育指導課長
古山智和 保健体育課長、根本 厚 教育センター所長、浅野一久 養護教育センター所長

(3) 事務局

福本 順 教育支援課長、石田信之 教育支援課主任指導主事、高橋泰雄 教育支援課指導主事

4 議事録

(1) 開会

(福本教育支援課長) それでは、定刻になりましたので、はじめさせていただきます。

まず、傍聴人の確認をいたします。事務局に確認します。本日、傍聴される方はいらっしゃいますか？

(高橋指導主事) いいえ、いません。

(福本教育支援課長) それでは、本日の会を進めてまいります。本日進行を務めさせていただきます、教育支援課長の福本でございます。よろしくお願いいたします。先ほど傍聴人は、いないということで確認いたしました。会次第の7番までが公開となります。ただ、本日は傍聴人がいませんが、8番からは、個別の事案となりますので非公開となりますのでご了承ください。

それでは、改めまして、第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会を進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、任命についてですが、誠に恐縮ですが、任命状につきましては、本来ですと、お一人お一人皆様に手渡しをすべきですが、時間の関係から机上に御用意いたしました。皆様のお名前と任命期間の確認をお願いします。

よろしいでしょうか。

続きまして、教育委員会を代表しまして、次長から御挨拶申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

(神崎教育次長) 皆様、おはようございます。本日は、皆様方におかれましては公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。岩崎 弘一様、黒川 雅子様、永嶋 久美子様、星 幸広様におかれましては、昨年度に引き続き本年度も委員を引き受けていただきましたこと、誠にありがとうございます。

また、今回保坂委員長の交代にあたり事務局の不手際がございまして、現時点では、委員の交代の方が決定しておりません。現時点で欠員になっておりますことを、皆様にお詫び申し上げます。なるべく早めに条例上5名以内となっておりますので、1名の方を補充しまして、通知措置を進めさせていただきたいと思います。申し訳ございません。皆様におかれましては、継続の委員ですのご承知のこととは存じますが、当調査委員会は、「千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」の施行に基づき、平成26年度より教育委員会の附属機関として設置されています。条例第3条に基づきまして、所掌事務といたしまして、教育委員会の諮問に応じ、本市のいじめ防止の対策について御審議いただくこと、そして、いじめ等の重大事態の調査、審議を行いまして、答申をいただくことが、所掌事務となっております。

振り返りますと、昨年度、「いじめの防止のための基本方針」そして、「対応マニュアル」につきまして慎重に御審議をいただき、年度末に改定をさせていただきました。各学校におきましては、これを受けまして、「学校いじめ基本方針」を策定しまして、学校ホームページに公開しているところです。本市としましては、「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」の育成に向けまして、引き続き学校、家庭、地域と連携を図りまして、市のいじめ防止の基本方針等をもとに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めて参る所存でございますので、委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用なことと存じますが、専門的なお立場から本委員会を通じまして、御指導賜り、いじめの防止対策の充実に向けまして、不断のご尽力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会にあたっての御挨拶とさせて

いただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(福本教育支援課長) ありがとうございます。

(3) 委員紹介

(福本教育支援課長) 続きまして、委員の皆様を紹介させていただきます。お手元の資料2頁の名簿順に紹介させていただきます。初めに、精神科医の岩崎 弘一委員でございます。

(岩崎委員) よろしくお願ひします。

(福本教育支援課長) 続きまして、淑徳大学 教授の黒川雅子委員でございます。

(黒川委員) よろしくお願ひします。

(福本教育支援課長) 続きまして、弁護士の永嶋久美子委員でございます。

(永嶋委員) よろしくお願ひします。

(福本教育支援課長) 続きまして、学校危機管理アドバイザーの星 幸広委員でございます。

(星 委員) よろしくお願ひします。

(福本教育支援課長) ありがとうございます。

(福本教育支援課長) 続きまして、教育委員会職員を紹介させていただきます。お手元、2頁をご覧ください。お手元の2頁の資料をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

(4) 正副委員長の選任について

(福本教育支援課長) まず、正副委員長ですが、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第5条第2項の規定によりまして、委員の互選によることとされておりますが、現在、委員長・副委員長が決まっております。

つきましては、委員長が決まりますそれまでの間、仮の議長として神崎教育次長を充てたいと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか(異議なし)

それでは、ご了承をいただきましたので、神崎教育次長により議事を進行させていただきます。

(神崎教育次長) 神崎です。よろしくお願いいたします。委員長が選任されるまでの間、仮の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長選任の件につきまして、議事を進行させていただきます。委員長は、先ほどの説明のとおり条例第5条第2項の規定に基づきまして、互選により定めることとされております。委員の皆様から、立候補、及びご推薦がありましたら承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

(永嶋委員) 黒川先生がよろしいのではないかと思います。

(神崎教育次長) ありがとうございます。今、黒川委員さんということでご推薦があがりましたが、皆様いかがでしょうか。

それでは、全員一致ということで黒川委員さんに委員長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(福本教育支援課長) それでは、黒川先生議長席のほうへよろしくお願いいたします。それでは、この後の議事につきましては、黒川委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。議事を進めるにあたって、委員長より一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

(5) 委員長挨拶

(黒川委員) 委員長の任を賜りました黒川と申します。重責ではございますが、与えられた職務を委員の先生方と協力して進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(福本教育支援課長) ありがとうございます。それでは、議事進行につきましては、委員長お願いいたします。

(黒川委員長) それでは、次に副委員長の選任についてですが、委員の皆様から、立候補、及びご推薦がありましたら承りたいと存じますが、いかがでしょうか。委員長の立場ではございますが、永嶋委員にお引き受けいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(永嶋委員) よろしくお願ひいたします。

(黒川委員長) それでは、副委員長には、永嶋委員をお願いしたいと思います。それでは、一言ご挨拶をお願いいたします。

(永嶋委員) 重責ではございますが、仕事を頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(6) 委員会の運営について

(黒川委員長) それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。まず、委員会の運営について事務局より説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

(石田主任指導主事) それでは6番、委員会の運営について、石田から説明させていただきます。まず資料の3頁を開けてください。「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例」をご覧ください。重要事項のみ説明いたします。

第1条では、本委員会の設置目的について示しております。

次に、第2条では、本対策調査委員会が取扱ういじめ等による重大事態を定めております。本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した重大事態を対象としております。

次に、第3条においては、委員会の所掌事務を定めております。

(1) が対策についての審議について定めております。

(2) ～ (4) が調査についての審議について定めております。

次に、第4条から第6条においては、委員会の組織について定めております。

対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年、また、第2項で、臨時委員を置くことができることを定めております。

会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。

議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定します。可否同数のときは、委員長の決するところによります。

次に、第7条では調査に関して定めております。

第8条については、前条の調査のために必要に応じて置くことができる調査員について定めております。

最後に、第9条では、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができるとしております。

次に、7頁をお開けください。資料2 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要綱についてです。平成26年の6月4日、第1回目の本対策調査委員会にて協議していただき、修正しご承認いただいた要綱です。29年4月1日にも、一部改訂がありました。

9頁をお開けください。資料3 千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要綱は、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定するいじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものです。

次に、12頁をお開けください。資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ図となっておりますのでご覧ください。重要事項のみ説明いたします。

本委員会は中央の色を塗ったところに位置づけられております。本市のいじめ防止対策を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重大事態の調査をし、事実関係を明確にした調査結果を報告するとともに、必要に応じて問題解決のための方策や再発防止策を提言します。

その下に、市長部局の附属機関である千葉市いじめ等調査委員会が位置しており、主として、いじめ等による重大事態の再調査を行うものであり、左側の重大事態等への対処の欄だけに位置づけられております。なお、右側の下にあります、いじめ問題対策連絡会ですが、学校関係者、警察関係者、各関係各課等が、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を行います。

さらに、資料13頁の資料5につきましては、千葉市情報公開条例の抜粋、千葉市情報公開条例施行規則の抜粋を掲載しておりますので、参照してください。説明は以上となります。

(黒川委員長) ありがとうございます。これまでも、条例その他の規定について拝見させていただいたところかと思いますが、何か、意見質問等はございますか。よろしいでしょうか。

続きまして、千葉市のいじめ防止対策等について、事務局より説明をお願いします。

(石田主任指導主事) それでは、本市のいじめ防止対策について、資料をたくさん用意しております。別添の資料の7から千葉市いじめ防止基本方針の資料、別添資料8は、いじめ対応マニュアル、別添資料9は、学校いじめ防止基本方針策定の手引きとなっております。あとは、学校のいじめ防止基本方針となっております。前年度まで、皆様にご検討いただき大幅に改定をし、すでに各学校に発信しております。現在、この手引等を基にして、各学校が独自の「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページにて公開している最中です。

なお、本日は、文部科学省が平成29年3月に作成した別添資料9、いじめの重大事態の調査に関する

ガイドラインもお配りしましたので、今後の本委員会の活動や協議等においてご参考をお願いしたいと思います。

(黒川委員長) ありがとうございました。この点につきましても、昨年度中にこのメンバーで協議をさせていただいて、色々と意見を交わし、事務局に改定していただいた完成版になるかと思いますが、何か、ご確認事項、ご意見ございましたらお願いしたのですが、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に協議に移ります。

この後は、先ほど福本課長から説明がありましたが、本来であれば傍聴者がいらっしゃれば、ご退席をお願いしますが、引き続き進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、事務局より説明をお願いします。